北海道内にお住まいの保護者の皆さまへ

令和3年度 奨学のための給付金 のお知らせ

北海道は、私立高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給します。

なお、本制度は給付型奨学金制度のため、返還の必要はありません。

【注意】 <u>奨学のための給付金(授業料以外の教育費負担を軽減)は、高等学校等就学支援金(授業料の負担を軽減)とは別の制度</u>ですので、この資料に掲載しております申請手続きをしないと給付金を受給することはできません。

〇対象となる世帯

- ・基準日の7月1日現在で、次の①~③全ての項目に該当する世帯
- ① 生徒が私立の高等学校等 及び 高等学校等専攻科に在学していること。
 - ・高等学校等とは、就学支援金の対象となる高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年~第3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。
 - 高等学校等専攻科とは、高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科の学科のうち、 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの又は国家資格者養成課程を有するもの。
- ② 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること。
- ③ 生活保護(生業扶助)受給世帯 又は 保護者等全員の道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額が非課税相当であること(家計急変世帯を含む)。
- ※ 家計急変世帯の必要書類等の詳細については、別紙(p3)をご覧ください
- ※ 平成26年4月1日以降、対象となる高等学校等及び高等学校等専攻科に入学した生徒が対象となります。
- ※ 国公立の高等学校等及び高等学校等専攻科に在籍している方については、北海道教育委員会が同制度を 実施します。
- ※ <u>保護者等が道外に住所を有している場合</u>は、その都府県の制度が適用されますので、申請方法等を お住まいの都府県庁にお問い合わせください。

〇生徒1人当たりの支給額

	支給区分	支給額
1	生活保護(生業扶助)受給世帯の高校生等 【全日制等・通信制】 (高等学校等専攻科に通う生徒を除く)	年額 52,600円
2	保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税 ※1に該当する場合を除く	相当の世帯
	(1) 通信制の高等学校等に通う高校生等 【通信制】 高等学校等専攻科に通う生徒 【全日制等・通信制】	年額 50,100円
	(2) 通信制以外の高等学校等に通う高校生等 ((3)に該当する場合を除く)	年額 129,600円
	(3) 通信制以外の高等学校等に通う高校生等で、 【全日制等】 ・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹 がいる世帯の高校生等 ・通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を 含む複数の高校生等がいる世帯の高校生等	年額 150,000円
	◎ 保護者等の失職などの家計急変により収入が非課税相当に 激減した世帯(家計急変世帯)の高校生等	家計急変の発生・申請の時期 に応じた(1)~(3)の支給額

※家計急変世帯の支給額の詳細は学事課HPをご覧ください。

(裏面もお読みください。)

〇申請手続

- ・申請書類は、在学されている学校へ提出してください。
- ・学校から配付された申請書に次の必要書類を添付し、学校の定める日までに提出してください。

《必要書類》

- 1 生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
 - ・ 生業扶助の措置状況がわかる証明書(写し可)【別紙様式第2号又は生業扶助の措置 状況が確認できる生活保護受給証明書等】
- 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当の世帯の場合
 - ① 保護者(親権者)等全員分の「令和3年度道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税であることが分かる書類(写し可)【非課税証明書·課税証明書·決定通知書・個人番号カード・個人番号が記載された住民票等など】
 - ※ <u>早期給付(新入生のみ対象)を希望する場合は、非課税証明書・課税証明書・決定通知書</u> いずれかの提出が必要です。(個人番号カード・個人番号が記載された住民票は不可です)
 - ※ 高等学校等就学支援金の支給を受けるために上記書類を在学している学校等に提出している場合は省略できます。ただし、所得控除の対象となっている配偶者分の証明書も必要なため、配偶者分の証明書等を提出していない場合は提出が必要です。
 - ② 健康保険証等の写し(兄弟姉妹の状況を確認するために必要な書類です。)
 - ※ 基準日現在で、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の 健康保険証になります。
 - ※ 健康保険証等を提出する場合は、あらかじめ<u>被保険者等記号・番号等にマスキングを施</u> し、提出してください。
 - ※ 健康保険証等で扶養していることが確認できない場合は、「扶養申立書」の提出が必要となります。(確認できない場合とは、被保険者名のみの記載のもの等)
- 3 口座振込申出書(提出は、全申請者が必要となります)
 - ※ 申請者(保護者等)名義の金融機関口座になります。
 - ※ <u>振込先について、非常に多くのお問い合わせをいただいております。申請した</u> 金融機関口座を忘れないようにご注意ください。

〇支給予定日

学校を通して保護者の方に配布する**支給決定通知書の裏面に記載**します。

支給までの流れ

- 1 申請者(保護者等)が提出した申請書類を学校が取りまとめて北海道へ提出。
- 2 北海道が上記1の書類を受理した順に審査し、支給(不支給)決定を行う。
- 3 北海道が申請者の口座へ振込手続きを行う。 ロ座への振込時期は、8月下旬から12月末日までの間、上記2が完了した順に行う。
- 4 上記3完了後、**学校**を通して**支給(不支給)決定通知書**を配布する。

〇留意事項

次に該当する場合は、給付金支給の対象外となります。

- ・特別支援学校の高等部に在学している場合
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合
- 支援施設の高校生等を除く。)が措置されている場合 ・この給付金とその目的を同じくする北海道が実施する他の給付金(北海道アイヌ子弟高等学校等 進学奨励補助制度)による補助を受けている場合

奨学のための給付金に関するお問い合わせは、次のとおりご対応ください。

- ●提出時期、書類等に関すること
 - ⇒各学校事務室
- ●制度に関すること
 - ⇒北海道総務部教育・法人局学事課修学支援係(TEL:011-204-5066)

◎家計急変世帯への支援について

〇制度概要 ------

家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯に対して、非課税世帯に相当すると認められた場合、高校生等奨学給付金を支給します。

- ※ 生活保護受給世帯は対象外です。
- ※ 非課税に相当すると認められる世帯年収見込みは、3人世帯の場合で2,214,286 円未満、4人世帯の場合で2,714,286 円未満となっております。これに該当しない場合は学校にお問い合わせください。

〇支給額 ------

- ①令和3年7月1日までに家計急変した場合(7月1日現在の状況を確認します。) ⇒リーフレットp1「〇生徒一人当たりの支給額」の2(1)~(3)の支給額
- ②令和3年7月2日以降に家計急変した場合(申請した月の翌月の1日現在の状況を確認します。) ⇒申請した月の翌月以降の月数に応じて算定した2(1)~(3)支給額
 - ※ 申請の時期によって支給額が変わりますので、家計急変の事由発生後、すぐに申請してく ださい。

〇必要書類 ------

- ① 奨学のための給付金(家計急変用)受給申請書
- ② 口座振込申請書
- ③ 健康保険証等の写し
- ④ 家計急変の発生事由を証明する書類 例)離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等
- ※ 会社作成の給与見込等がない場合は、直近3ヶ月の給与明細をご提出ください。
- ※ 税理士または公認会計士の作成した証明書類の提出が困難な個人事業主の方については、 収支見込計算書を作成し、売上や経費を記録した帳簿の写し等も添付の上、ご提出ください。
- ⑤ 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
 - 例) 家計急変前:課税証明書等

家計急変後:会社作成の給与見込、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

※ 失職等により収入がない場合は⑤の書類は不要とします。

〇家計急変の対象となる事由 ------

- ① 被災害
- ② 保護者等の死亡・心身の著しい障害又は長期療養
- ③ 保護者等の失職

会社の倒産、解雇等による失職のほか、定年退職も対象となります。

ただし、自己都合による退職は含まれません。

4 その他

保護者等の離婚、育児放棄、生死不明、行方不明、新型コロナウイルス感染症による減収 等

※ その他申請手続き、支給予定日等はリーフレットp1、2に準じます。